

佐賀県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金Q&A

令和8年4月3日時点

問番号	問	答
1	補助額により賃金改善や職場環境改善を行う場合、いつまでに行う必要があるのか。	県が定める実績報告書の提出期限である、令和8年8月31日（月）までに行う必要がある。 なお、賃金改善は、介護サービス事業所等に対する緊急支援という補助金の趣旨を鑑み、可能な限り速やかに実施していただきたい。
2	本事業の対象となる介護サービス事業所等の整理及び対象事業所等が基準月を選択するに当たっての考え方如何。	原則、令和7年12月とするが、介護サービス事業所等の判断で令和7年12月から令和8年3月までのいずれかの月を基準月として選択することができる。 なお、令和8年1月から令和8年3月までのいずれかの月を基準月とする場合においても、申請事務の円滑化のため、県にその事由を届けることは不要とする。
3	月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、いつまでに生じ、いつまでに審査支払機関により受理されたものについて反映されるのか。	4月支払い分については1月審査分、6月支払い分については4月審査分までを反映する。なお、一度交付対象となった介護サービス事業所等について、再度補助額の計算を行うことはない。
4	要件の審査に当たって、計画書や実績報告書での誓約や対応の報告以外に別の資料の添付や確認等を求めるのか。	各要件への対応状況について、一律で資料を提出することは求めない。 ただし、各介護サービス事業所等において、根拠資料を用意し、県の求めがあった場合には、速やかに提出することとする。根拠資料の保存期間は、補助金の額の確定の日が属する年度の終了後5年間とする。 保存すべき資料については、介護保険最新情報Vol.1475の間5を参照されたい。
5	法人本部の人事、事業部等で働く者など、介護に従事していない職員について、補助額に基づく賃金改善や職場環境改善の対象に含めることは可能か。	法人本部の職員については、補助金の対象である介護サービス事業所等における業務を行っているとは判断できる場合には、賃金改善や職場環境改善の対象に含めることができる。補助金の対象となっていない介護サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする賃金改善や職場環境改善の対象に含めることはできない。
5-2	代表取締役等の役員等が、その事業所の職員として介護サービスを提供している介護サービス事業所等（例えば、職員が一人であり、ケアプラン作成業務を代表取締役等の役員等が行っている指定居宅介護支援事業所など）について、当該役員等を補助金による賃金改善の対象に含めることができるか。	・ 補助金の申請対象となる介護サービス事業所等における業務を行っているとは判断できる場合には、本補助金を原資とする賃金改善の対象に含めることができる。 ・ そのため、職員が一人であり、ケアプラン作成業務を代表取締役等の役員等が行っている居宅介護支援事業所などについても、補助金を申請し、当該役員等を補助金による賃金改善の対象に含めて差し支えない。
6	法定福利費等の事業主負担の増加分は、賃金改善に含めてよいか。	賃金改善は、従業員への基本給等への支給に充てるものであるが、当該賃金改善に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることも可能である。
7	本事業における補助対象経費は、賃金改善経費と職場環境改善等経費の2種類があるが、国保連が交付事業所等に対し補助額を通知する際は、補助額の総額のみが示される。本事業においては、実績報告書の提出の際に、「賃金改善の所要額」が、「補助金の総額のうち賃金改善経費の総額」以上となっていることを確認する必要があるが、介護サービス事業所等及び都道府県において、どのように「補助金の総額のうち賃金改善経費の総額」の値を確認するのか。	介護サービス事業所等の事務負担を軽減する観点から、「補助金の総額のうち賃金改善経費の総額」の値は、介護サービス事業所等が交付を受けた補助額に、介護サービス事業所等が交付を受けた補助額の交付率を分母とし、交付率のうち賃金改善経費分の交付率を分子とした割合を乗じて算出した額（1円未満の端数は四捨五入。）をもって確認することとする。 なお、各サービスにおける交付率と、そのうち賃金改善経費分の交付率については、実施要綱別紙1表1から表3までに記載されているとおり。上記方法により算出された「補助金の総額のうち賃金改善経費の総額」の値が、別紙様式3-2の「①+②（賃金改善経費分）」の欄に表示される。

問番号	問	答
8	「厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステム」とは、どのシステムのことがか。	<p>「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたシステムを指す。</p> <p>令和8年3月13日現在では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナミッククラウドサービス（株式会社カナミックネットワーク） ・ケアプランデータ連携サービス(株式会社富士通四国インフォテック) ・「でん伝虫」データ連携サービス(株式会社コンダクト) ・まめネット ケアプラン交換サービス（特定非営利活動法人 しまね医療情報ネットワーク協会） <p>が該当しているが、最新の認定状況については、ホームページ（※）にてご確認されたい。</p> <p>※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html</p>
9	医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについて、医療分野の賃上げ支援補助金と本補助金の双方を申請することは可能ということか。	貴見のとおり。
10	「介護従事者」の対象範囲如何。	<p>対象は介護現場で働く幅広い職種（※）を指す。</p> <p>※介護職、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員（看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等）、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、その他の事務職等が想定される。</p>
11	地域包括支援センターは本補助金の対象になるか。	当該センターの設置者が、介護予防支援事業者として指定を受けている場合、補助金の対象となる。
12	地域包括支援センターが介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託している場合、誰が補助金を申請するのか。	<p>指定介護予防支援事業者としての指定を受けている地域包括支援センターの設置者が申請する。計画書に記入する総報酬には、原案作成委託料として控除されている分も含めて記入する。</p> <p>なお、地域包括支援センターが原案作成委託料支払業務を国保連に委託している場合、国保連から地域包括支援センターに対し、各居宅介護支援事業所に支払われている帳票が送付されているため、原案作成委託料の確認に当たっては参考にされたい。</p>
13	地域包括支援センターが介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に業務を委託している場合、当該地域包括支援センターが補助金を申請に当たって、委託先の指定居宅介護支援事業所も、申請要件を満たす必要があるのか。	補助金の申請に当たっては、申請者となる地域包括支援センターが申請要件を満たしていることで差し支えない。

問番号	問	答
14	<p>地域包括支援センターが介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託している場合、委託先の指定居宅介護支援事業所は補助金による賃金改善の対象となるのか。</p>	<p>委託先の指定居宅介護支援事業所は補助金による賃金改善等の対象となる。その際、地域包括支援センターに交付された補助金は、原則、基準月の介護報酬のうち委託先の指定居宅介護支援事業所に支払われる原案作成委託料に相当する額については、各指定居宅介護支援事業所に支払い、委託先の指定居宅介護支援事業所において、その金額以上の賃金改善等を行うこととするが、一部の指定居宅介護支援事業所が、賃金改善等を実施することを希望しなかった場合などは、地域包括支援センターに支給された補助額（委託先の指定居宅介護支援事業所に支払った額を含む。）に相当する賃金改善等を実施することを前提として、地域包括支援センターの判断により、柔軟な配分を行うこととして差し支えない。</p> <p>なお、地域包括支援センターが、委託先の指定居宅介護支援事業所の口座情報を把握していない場合は、各指定居宅介護支援事業所より、地域包括支援センターに対し口座情報を共有することになる。</p> <p>地域包括支援センターが実績報告を行う際には、委託先の指定居宅介護支援事業所における賃金改善額（職場環境改善等経費を含む。以下この間において同じ。）について、委託先の指定居宅介護支援事業所における実際の賃金改善額又は委託先の指定居宅介護支援事業所に支払った補助額のいずれかの方法で把握した上で、地域包括支援センターで行った賃金改善額と合計した金額を実績報告書に記載することとする。その際、委託先の指定居宅介護支援事業所における実際の賃金改善額又は支払った補助額については、委託先ごとに、実績報告書に記載することとする。</p> <p>なお、委託先の指定居宅介護支援事業所については、居宅介護支援費として補助金を申請している場合は、指定居宅介護支援としての実績報告書に原案作成委託料に上乗せされた補助額を原資に行った賃金改善も含めた賃金改善額について記載することとする。</p>
16	<p>補助対象経費として「研修費」とあるが、どの範囲までを「研修費」として取り扱って良いのか。</p>	<p>研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できる。この際、職場環境改善に資する研修であれば幅広く対象とすることができ、基準上取り組むことが義務づけられているものであって、かつ、職場環境改善とは趣旨が異なる研修に要する費用について、本補助金を充てることは、補助金の趣旨とは異なると考えられる。</p>
17	<p>補助対象経費の用途として「介護助手等の募集経費」とあるが、どのような経費が対象となるのか。</p>	<p>主な用途として、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等を想定しているが、人材紹介会社の紹介手数料についても、対象経費とすることが可能。ただし、すべて介護助手等の募集に係る経費に限る。</p>
18	<p>職場環境改善経費について、介護助手等を募集するための経費や研修費以外に、こういった経費が対象経費として含まれるのか。</p>	<p>職場環境改善経費については、介護助手等を募集するための経費又は職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費に充当することを基本とするが、補助金の要件としている「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化」、「業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組」に関する取組を実施するために要する費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用ではないもの（専門家の派遣費用、会議費等）に充当することも可能である。その他の職場環境改善に要する費用全般に充当することは想定していない。</p>
19	<p>職場環境改善経費については、通知において、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。」とされているが、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費であるか否かに関わらず、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできないということか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
20	<p>職場環境改善経費として、PC端末等の購入にかかる経費は対象経費に含まれるか。</p>	<p>本補助金の補助対象のうち、職場環境改善のための経費は、職場環境改善全般の取組を対象とするものではなく、介護助手等を募集するための経費と職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費等としている。その上で、問19に記載のとおり、本補助金の補助対象に介護テクノロジー等の機器購入費用を充当することはできないため、PC端末等の機器の購入費用は対象経費として適当ではない。</p>

問番号	問	答
21	本補助金の債権譲渡に係る考え方如何。	本補助金は、全額を賃金改善又は職場環境改善に充当することとする補助金であり、債権譲渡することは適当ではない。このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない介護サービス事業所等に対する本補助金の支払いについては、債権譲渡を行っていない介護サービス事業所等の介護給付費等の振込先口座又は介護サービス事業者等の口座に直接支払（振込）を行うこととする。
22	法人単位での申請は可能か。	補助金の申請は介護サービス事業所等が所在する都道府県ごとに行う必要がある。同一都道府県内に所在する介護サービス事業所等について、同一の計画書を用いて、法人単位で申請することができる。 佐賀県への申請様式については、国の様式に変更を加えていることから、必ず佐賀県が示したものをを用いること。
23	休廃止を予定している介護サービス事業所等について、本交付金の対象となるか。	事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている介護サービス事業所等については、本補助金の交付対象外とする。ただし、事業計画書の提出時点では見通せなかった事情等により介護サービス事業所等が休廃止することになった場合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに県に届け出ることとする。
24	介護サービス事業所等の合併又は別法人による事業の承継の場合において、廃止前の介護サービス事業所等として補助金を申請し、新規に指定を受けた介護サービス事業所等において補助金を活用することは可能か。また、補助金の申請後に地域密着型所型から通常型などへのサービス種類の変更を行った場合、変更後の介護サービス事業所等において補助金を活用することは可能か。	当該介護サービス事業所等の職員に変更がないなど、介護サービス事業所等が実質的に継続して運営していると認められる場合は可能である。その際は、県要綱第6条に記載のとおり、県に届出を行うこと。
25	計画書において、2③部分の補助金の用途について、「職場環境改善経費への充当」のみ選択していた場合であっても、その後の実施状況において「賃金改善の実施」を行った場合、実績報告においては「C職場環境改善の所要額（（ア）～（ウ）の合計）」に加えて「B賃金改善の所要額」に③部分の補助額を記載して報告をすることは可能か。	貴見のとおり。既に計画書を県に提出しており、計画書提出時点で想定していた用途をやむを得ず変更する必要がある場合であっても、事務負担を鑑み、県への計画書の再提出を一律に求めないこととする。
26	本事業に加え、重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業を活用することは可能か。	同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められないが、両方の活用（※）は可能。 ※例えば、本事業による賃上げ等の金額への上乗せや、本事業の支援対象者や対象経費を広げる横出しとして交付金を活用するといった方法が考えられる。
27	本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善の原資にすることや、本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善の代わりに本事業により賃金改善を行ってよいか。	令和7年12月以降の賃金改善分については、本事業の補助対象となるが、本事業の賃金改善については、例えば、補助金の支給を見越して自らの負担で先んじて賃金改善を行い、追って補助金の支給を受けるなど、基本的には、当該補助金を活用して、新たに基本給の引上げや一時金等による賃金改善を行っていただくことを想定している。